

テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）に係る届出書

事業所名	
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了
施設種別	1 介護老人福祉施設 3 短期入所生活介護
	2 地域密着型介護老人福祉施設

① 入所（利用）者全員に見守り機器を使用	有・無						
② 夜勤職員全員がインカム等のICTを使用	有・無						
③ 導入機器							
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製造事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td></td> </tr> </table>		名称		製造事業者		用途	
名称							
製造事業者							
用途							
④ 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての項目について、テクノロジー導入後、少なくとも3か月以上実施							
i 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会の設置	有・無						
ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮	有・無						
iii 緊急時の体制整備（近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等）	有・無						
iv 機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）	有・無						
v 職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施	有・無						
vi 夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施	有・無						
⑤ ④ i の委員会で安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認	有・無						

備考1 要件を満たすことが分かる議事概要を提出すること。このほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 ④ i の委員会には夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画すること。